

指定避難所運営マニュアル

～ ゆずりあい たすけあい おもいやり ～

2021年6月
広陵町災害対策本部

はじめに

大規模災害（広陵町地域防災活動推進条例第2条第1号の災害）が発生した時又は発生することが想定されるときは、町は、速やかに住民の生命の安全確保と安全な避難場所の提供を行います。指定避難所（以下「避難所」という。）は、災害で住家に被害を受けた人や、電気、ガス、上下水道などのライフラインの機能停止（低下）による生活困難者など、多くの被災者が生活再建を始めるために避難所に入り集団生活を強いられることとなります。そして、この集団生活の秩序を保つためには、最小限の避難所での生活ルールが必要となります。集団生活の中で支援物資の受け取りや保管・配給並びに要請活動、行政機関などからの情報収集・伝達や調整活動、掃除やごみの処理活動など様々な活動が必要になってきます。本マニュアルは、自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる避難所におけるこのような活動を円滑に行うことを目的としており、一般災害編と震災編に分けて決めました。

☆ **中長期に渡る避難所運営は、地域住民の自治によることを基本とし、町（災害対策本部）が後方支援を行います。**

避難所は、在宅避難者の支援も含め、地域コミュニティの場にもなります。町は情報統括や必要なニーズに対する支援を行いますが、災害発生直後には自治体自らも被災していることも考えられるうえに、人命救助、二次災害防止、被害情報の収集や発信、必要な物資、食料の調達、危険箇所への対応などに忙殺されるため、避難所に十分な数の職員を配置できなくなります。このような状況の中で、避難所における対応は迅速な取組みが重要となることから、住民自治による自主運営にならざるを得ません。また、これまでの災害事例から、避難所生活の長期化が避けられないほどの大規模な災害が発生することも想定され、避難所は、避難所生活をしている人だけではなく、被災した家屋やライフラインが途絶えた中で不自由な生活を強いられている在宅避難者にも等しく物資の供給、情報の共有等を行い、地域に住むすべての人にとっての生活再建の拠点として機能することが重要となります。

【避難所の基本理念】

- (1) 避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することを目指します。
- (2) 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- (3) 避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）の住民の自治による運営を基本とします。
- (4) 避難所の後方支援は、町の災害対策本部が主に行います。

【避難所の理念】

避難所では、生活する誰もが配慮し合い、みんなの“いのち”を大切に、特に「高齢者」「障がいのある方」「外国人」「妊産婦」「乳幼児」など災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）優先の意識を共有し、避難所内のレイアウトやトイレの使用を考えると同時に、女性への配慮も意識した避難所運営を目指します。 ※ 本マニュアルの取り扱いについては、それぞれの施設（学校含む）において別に定めがある場合はそれを優先し、それ以外について適用するものとする。

< 目 次 >

【一般災害編】	P1
1. 地域住民の避難のあり方	P2 ~ P3
2. 大雨洪水時における広陵町タイムライン（防災行動）	P4
3. 避難所開設～閉鎖手順（短期）	P5
避難所の開設　－　警戒レベル3相当以上で判断　－	
4. 中長期を想定した指定避難所運営に伴う役割と具体的行動	P6 ~ P8
(1) 中長期の開設が想定されるとき避難所の運営体制づくり　－　避難所開設後72時間以内　－	P6
(2) 避難所の室内環境整備	P7
(3) 避難所の運営	P7 ~ P8
5. 中長期を想定した指定避難所運営に伴う体制	P9
6. 中長期～安定期（3週間目以降）以降の取組み	P10
【震災編】	P11
1. 地域住民が避難するまでの具体的行動	P12
2. 災害発生～避難所の開設・運営・撤収までの主な流れ	P13
3. 避難所開設・運営に伴う役割と具体的行動	P14 ~ P17
(1) 避難所の開設　－　災害発生直後から24時間以内　－	P14 ~ P16
(2) 避難所の運営	P17
4. 中長期を想定した避難所運営に伴う役割と具体的行動	P19
5. 中長期を想定した避難所運営に伴う体制	P20
6. 中長期～安定期（3週間目以降）以降の取組	P21

一般災害編

1. 地域住民の避難のあり方

①水害・土砂災害からの避難のあり方

- ▶避難とは「難」を「避」けることであり、自宅などの避難所以外の場所での安全確保が可能な方、また安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- ▶親戚、知人宅に避難することも避難の一つである。
- ▶浸水想定区域の住民は、平時から避難行動判定フロー（図1）で避難のあり方を判断し、警戒レベル3（図2）で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難してください。※警戒レベル4の全員避難は、発令対象区域の住民全員に立ち退き避難することを求めているのではなく、危険な場所にいる人に避難を求めています。

②大雨等（台風）の災害発生（おそれ）に対する住民の流れ

- ▶台風等の接近については、進路や規模など前もって予測できるため、テレビやラジオ、インターネットなどで積極的な情報収集に努めましょう。
- ▶警戒レベル3相当「高齢者等避難」で、西校区・真美ヶ丘校区の避難所が開設されたら高齢の方や避難に時間を要する人（障がいのある方、乳幼児、妊婦等）とその支援者の方は、安全なうちに避難してください。
- ▶警戒レベル4相当「避難指示」で、危険な場所から全員避難（指定避難所又は安全な親戚・知人宅へ避難）してください。ただし、外出することがかえって危険な状況では、自宅2階など比較的被害が少ないと考えられる所へ避難してください。

③避難情報発信

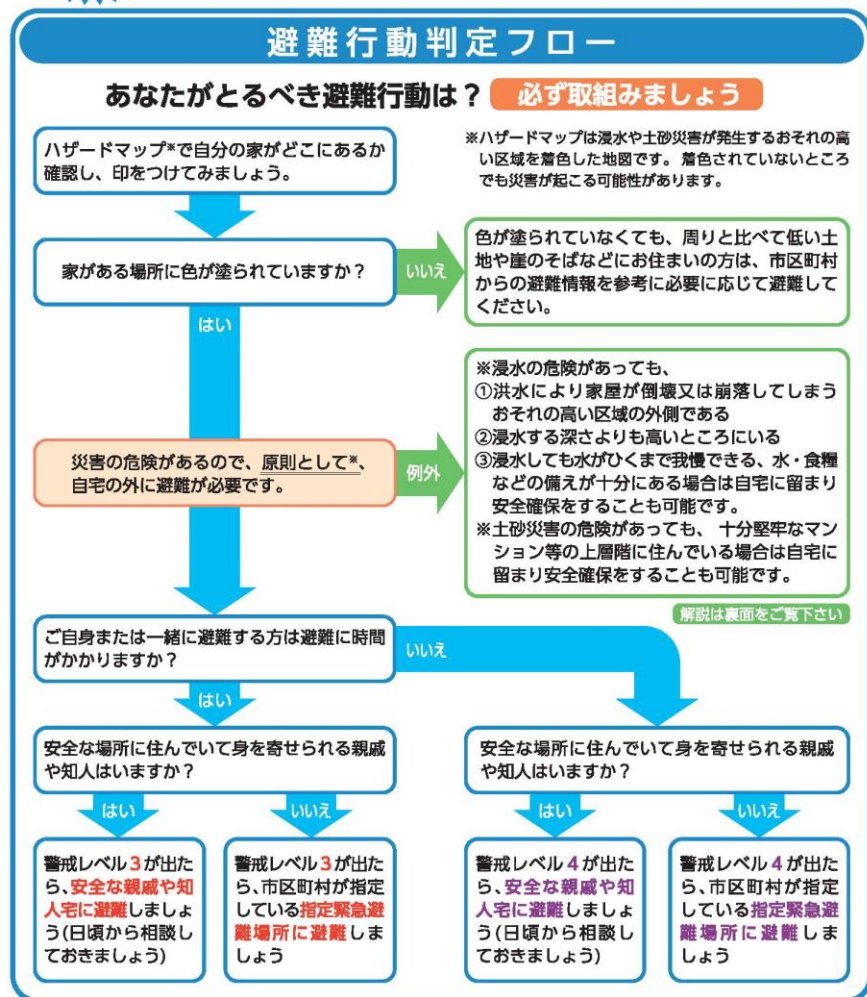
- ▶防災無線スピーカにより避難情報を放送します。聞き取れなかった時は、広陵町電話応答システム（0745-54-3746）で確認してください。
- ▶携帯電話やスマートフォンをお持ちで、広陵町内におられる方にエリアメールを発信します。
- ▶
- ▶ホームページ、フェイスブック、ラインを活用して、防災無線情報と同様の情報を文字情報として発信します。
- ▶

(図1)

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



(図2)

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

危険な場所から警戒レベル3で(高齢者などは避難)、警戒レベル4で(全員避難^{※1})です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

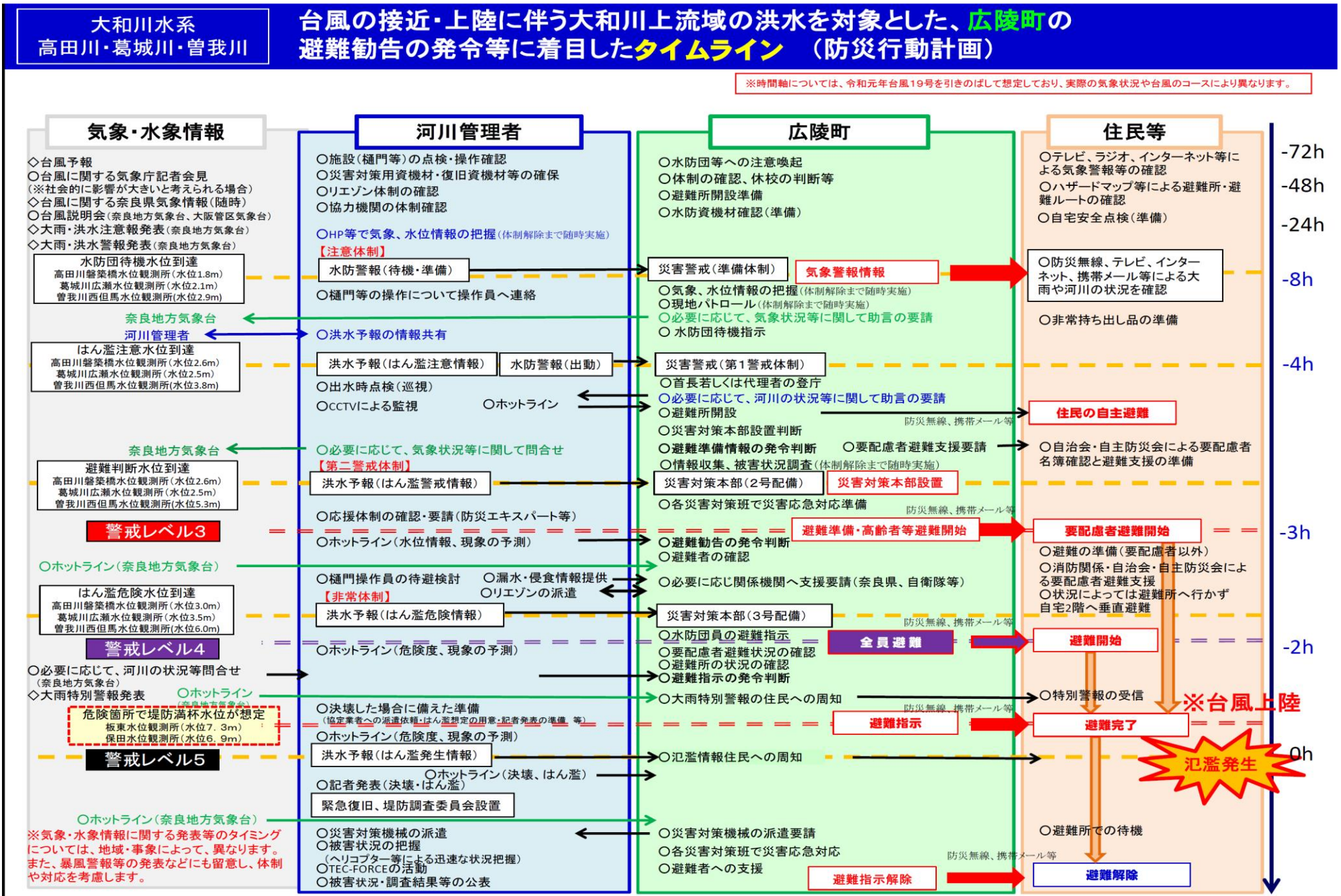
- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)^{※2}がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
- ※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

2. 大雨洪水時における広陵町タイムライン（防災行動）



3. 避難所の開設～閉鎖手順（短期）

避難所の開設 — 警戒レベル3相当以上で判断 —

① 水害時に避難が可能な指定避難所と開設順

- 第1次は、総合福祉会館、グリーンパレス、図書館とする。
- 第2次で、広陵西体育館、真美ヶ丘体育館を追加する。
- 第3次で、西小学校、真美ヶ丘第一小学校、真美ヶ丘第二小学校、真美ヶ丘中学校を追加する。

② 避難所開設判断基準

★町は第1警戒体制以上の体制で対応する。

- 既に警報が発令されており、警戒区域内の住民の安全を確保するために必要と判断したとき

③ 避難所開設準備

- 出水期における避難所開設初動対応について示された配置職員人員及び動員職員等に沿って課長が選定し、部長 → 危機管理監 → 本部長の順で報告する。
- 各避難所の備蓄状況を再確認し、必要に応じて追加配備の要請を行う。（施設管理者又は施設管理者が指名した者）

④ 避難者の受入準備

★施設管理者、配置職員、動員職員が協働で行う。

※開設準備は避難所開設の第一歩。

- レイアウトづくり、避難者名簿、避難スペースへの誘導と割り振り等を行う。

⑤ 避難所開設

★①施設管理者 ②町職員 ③各自主防災組織担当者

- 避難者受入は、原則町の災害対策本部からの指示で行う。

【開設の留意点】

★危険が想定される場所は「立入禁止区域」として明示



「立入禁止区域」は広めに設定。誰もがわかるように

★夜間照明に配慮する。



夜間の対応を想定し、照明の確保（照明装置がない場合は懐中電灯）

⑥ 避難所閉鎖基準（おおよそ36時間以内の開設の場合）

★閉鎖は、夜明けから日没までの間で行う。

- 警報が解除され、住家・ライフラインが被災していない。

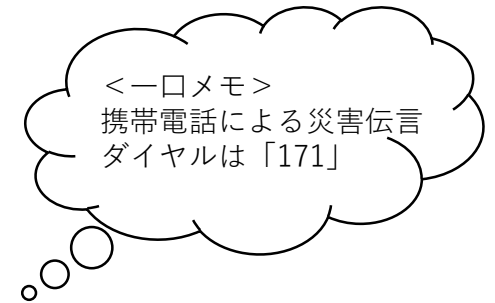
（ただし、警報が継続して発令段階であっても、被災するおそれなくなったと判断されたとき）

4. 中長期を想定した避難所運営に伴う役割と具体的行動

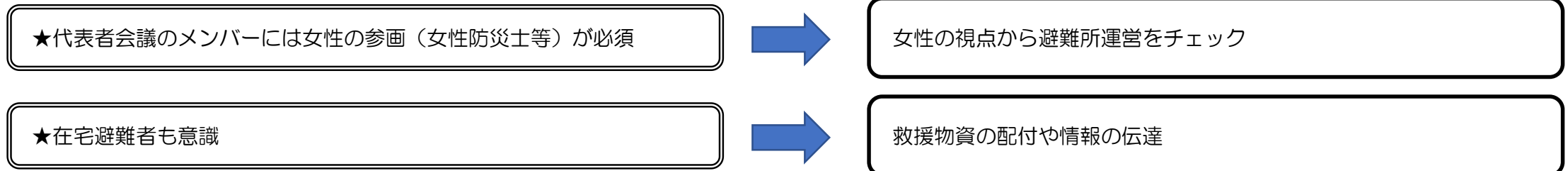
(1) 中長期の開設が想定されるとき避難所の運営体制づくり — 避難所開設後72時間以内 —

① 避難所運営委員会の設置

- ア) 各避難所毎に「避難所運営委員会（以下「運営委員会」）」を設置し、運営委員会本部委員を選定する。
- イ) 運営委員会本部委員は、施設管理者、避難者、ボランティアで構成し、互選により「委員長」を選任する。
- ロ) 運営委員会委員長は、副委員長を選任する。
- リ) 委員長は、当面の間、週1回「代表者会議」を開催する。（必要に応じ「町職員」の同席を求める。）
- ル) 「代表者会議」は、避難所運営に関わる全ての対応を取り仕切ることとし、その開催周知・検討事項等は「委員長の指示」に基づき「総務班」が行うと共に会議録も作成する。
- レ) 特に行政との連絡体制（双方の窓口）を確立する。 ⇒ 救援物資要請 等



【運営体制の留意点】



4. 中長期を想定した指定避難所運営に伴う役割と具体的行動

(2) 避難所の室内環境整備

<室内環境を整える>

- ・避難者受付場所
- ・冷暖房機の設置
- ・携帯充電器の設置
- ・TVの設置
- ・パソコンの設置
- ・冷蔵庫の設置
- ・世帯単位の空間 など

(3) 避難所の運営

①運営ルールづくりと避難者への周知徹底

- ア) 避難所の管理・運営ルールは、施設管理者や災害対策本部（行政）にも確認し策定する。
- イ) ルール策定にあたっては、要配慮者や女性への配慮にこころがける。
- ウ) 避難者がお互いに生活し易いよう、ルールの周知と協力を依頼する。
- エ) ルールは覚えきれないのであまり多くしない。また、事態の推移に合わせ見直す。
- オ) 避難所は原則としてアルコール禁止（トラブルのもとになる。）
- カ) 要配慮者で避難所生活において特別な配慮が必要な人は、「福祉避難所」を検討 ⇒ 町（災害対策本部）との調整

【運営ルールづくりの留意点】

★ルールづくりは避難者がわかりやすいよう簡単明瞭に！

※食料・物資の配給（アレルギー患者に注意）

- ・物資、食料、飲料水などは公平に配分（在宅避難者考慮）
- ・数量が不足する場合は、
こども→妊婦→高齢者→障がいのある人→大人 の順で
- ・配給は原則として、毎日決まった時間と場所で
- ・配給する内容は、事前に避難者に周知しておく

★ルールは避難者の目につく場所に複数掲示し「見える化」を！
ルールは状況に応じて見直しする。

覚えきれないのであまり多くしない。

- ・感染予防のための手洗いの徹底（または擦式アルコール消毒）
- ・トイレの利用方法（洋式 ⇒ 高齢者、障がいのある人優先）
- ・ごみの排出方法
- ・食料、物資の配分方法
- ・起床、消灯時間
- ・建物内の火気厳禁
- ・警備管理体制（貴重品は自己管理）
- ・敷地外喫煙場所
- ・子どもの「居場所」づくり
- ・ペットについて 等

避難所の出入り口付近など

4. 中長期を想定した指定避難所運営に伴う役割と具体的行動

<ルールの掲示例>

生活時間などのこと	衛生管理	避難所施設	避難所運営
<ul style="list-style-type: none">起床は「〇時」消灯は「夜〇〇時」朝の食料配給は「〇時」から「夜〇時」に点呼します	<ul style="list-style-type: none">手洗い、うがいを徹底しましょう残飯やごみは「分別して所定の場所」へ廃棄してください食料の配給は「食べられる分だけ」にしましょう清掃は交替で行いましょう	<ul style="list-style-type: none">「立入禁止」場所には入らないことトイレは決められた場所を利用してください避難所内は「土足禁止」、靴はポリ袋に入れて持ち運びしてください	<ul style="list-style-type: none">自分でできることは自分で！避難所では進んで協力し合う！掃除当番表 日曜日は全員で屋外を行う！ A班・・・月と木 B班・・・火と金 C班・・・水と土

②避難入退者の進捗把握と共有

- ア) 地域内全員の安否確認 ⇒ ケガによる入院や域外への避難住民を含め、「各自主防災組織」は最終的に全ての住民の安否確認を行う。
- イ) 避難所には、新たな避難者の入所や被災地域の親戚などへの退所等、日々増減が発生するため、必ず「運営委員会（被災者管理班）」への報告を依頼し、「運営本部は常に最新の避難者人数を把握する」よう努める。
- ウ) 避難所内では、常に「声かけ」などを行い、見守りを行う。

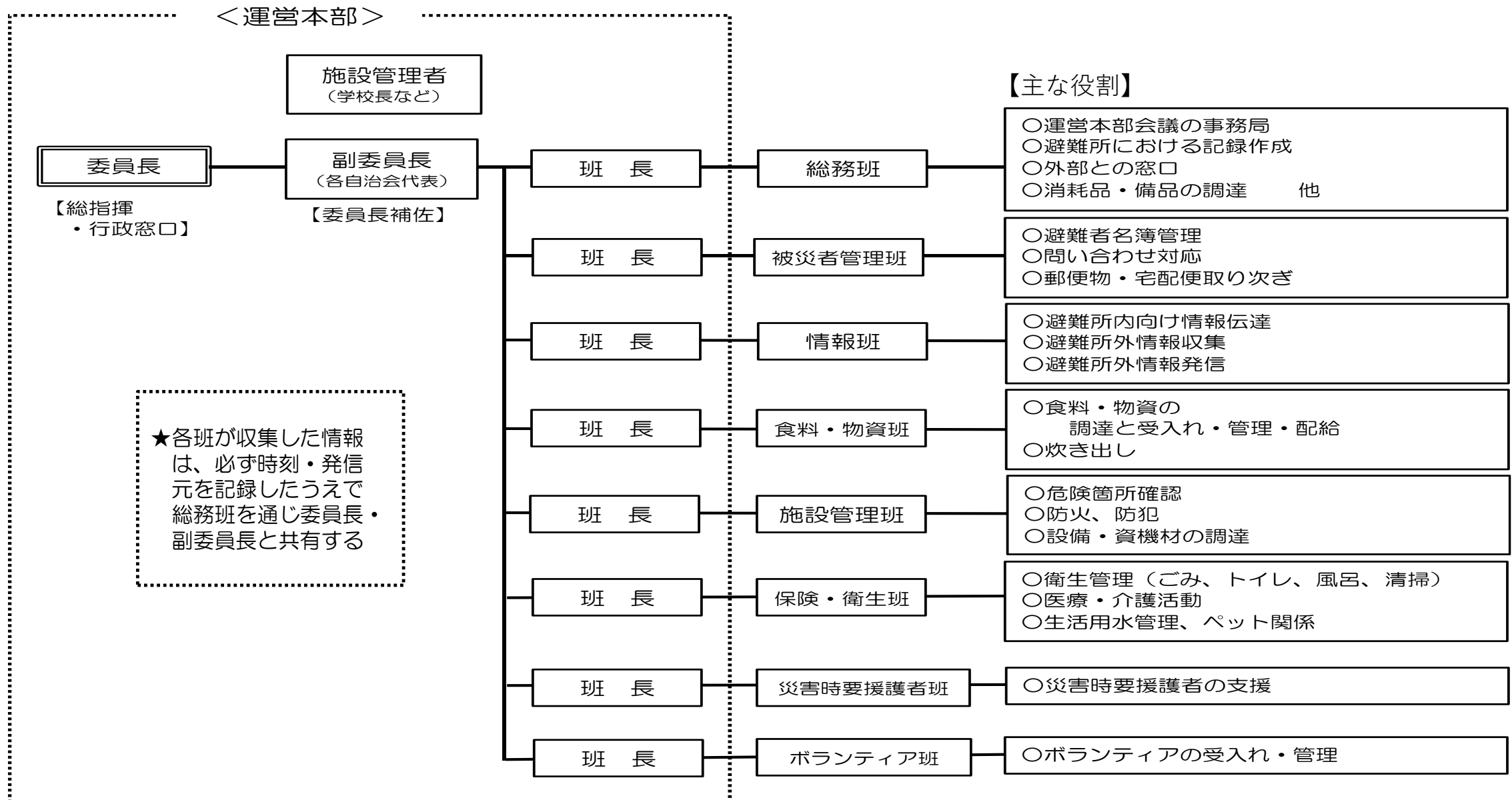


書式6「安否確認シート」
書式7「情報収集リスト」
書式8「問合せ受付票」

5. 中長期を想定した避難所運営に伴う体制

①運営体制と各班の役割

【運営委員会体制図】



6. 中長期～安定期（3週間目以降）以降の取組み

(1) 運営体制の見直し等

- ①避難所での生活が長期化した場合は、収容人数に合わせ衝立やスペースの配分見直しを行う。
- ②3週間目以降を目処に避難所開設当初に策定した「運営体制」の見直しを行い、必要により「新たな運営体制」づくりを行う。
- ③避難生活が長引くことでストレスによるトラブルが懸念されるため、避難者の変化に注意する。



書式9「訪問者管理簿」
書式10「郵便物等受付票」
書式11「物資受払整理簿」
書式12「食料・物資要請リスト」

(2) 町（災害対策本部）との共有

- ①町の災害対策本部に対し更なるボランティア要請の検討
- ②一定の期間が経過した段階で、被災者の落ち着き先要望を確認 ⇒ 行政と共有



書式13「ボランティア依頼票」

(3) 避難所撤収の判断と準備

- ①運営委員会は、避難者数の状況や仮設住宅等の避難所確保状況等、行政との状況共有を図りながら避難所の縮小・閉鎖（統廃合）時期について検討する。
- ②避難所の閉鎖（統廃合）が決定した場合は、閉鎖時期・撤収準備などについて避難者に説明する。

(4) 避難所の撤収

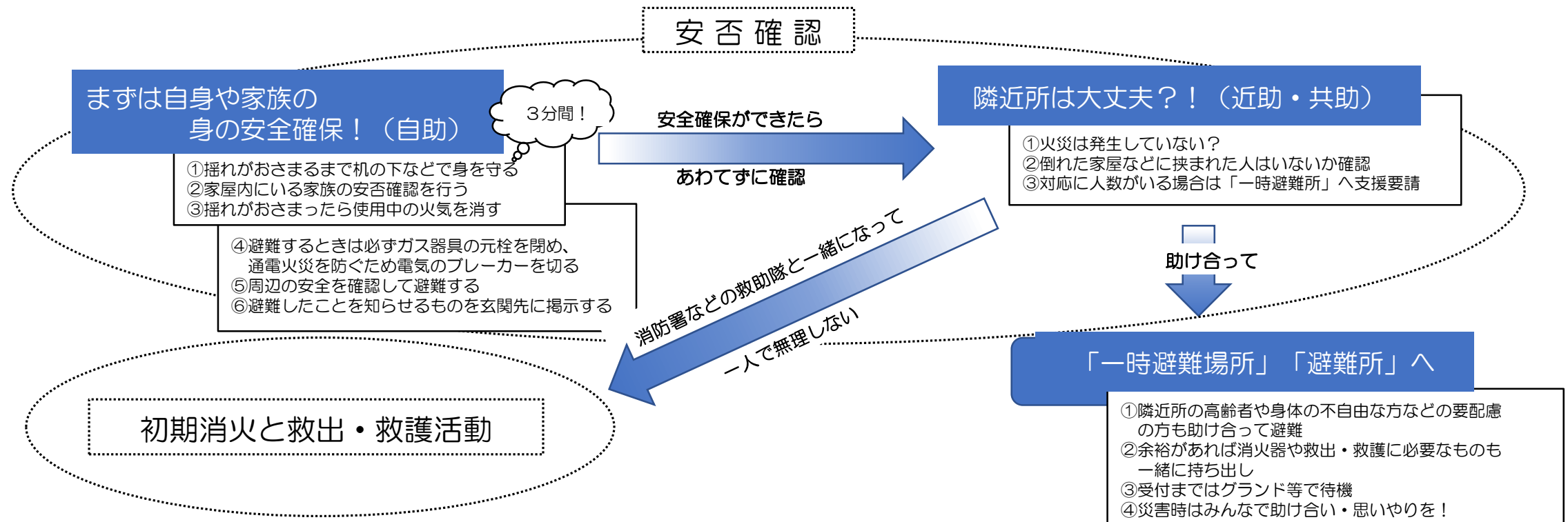
- ①撤収については、施設の後利用がスムーズに行えるよう、避難者全員で協力し、極力原状復帰を行う。
- ②避難所が閉鎖（統廃合）された後の避難者対応については、行政に対応を依頼する。
- ③避難者の撤収が確認された後、避難所閉鎖日をもって避難所運営委員会は終了する。

震 災 編

1. 地域住民が避難するまでの具体的な行動

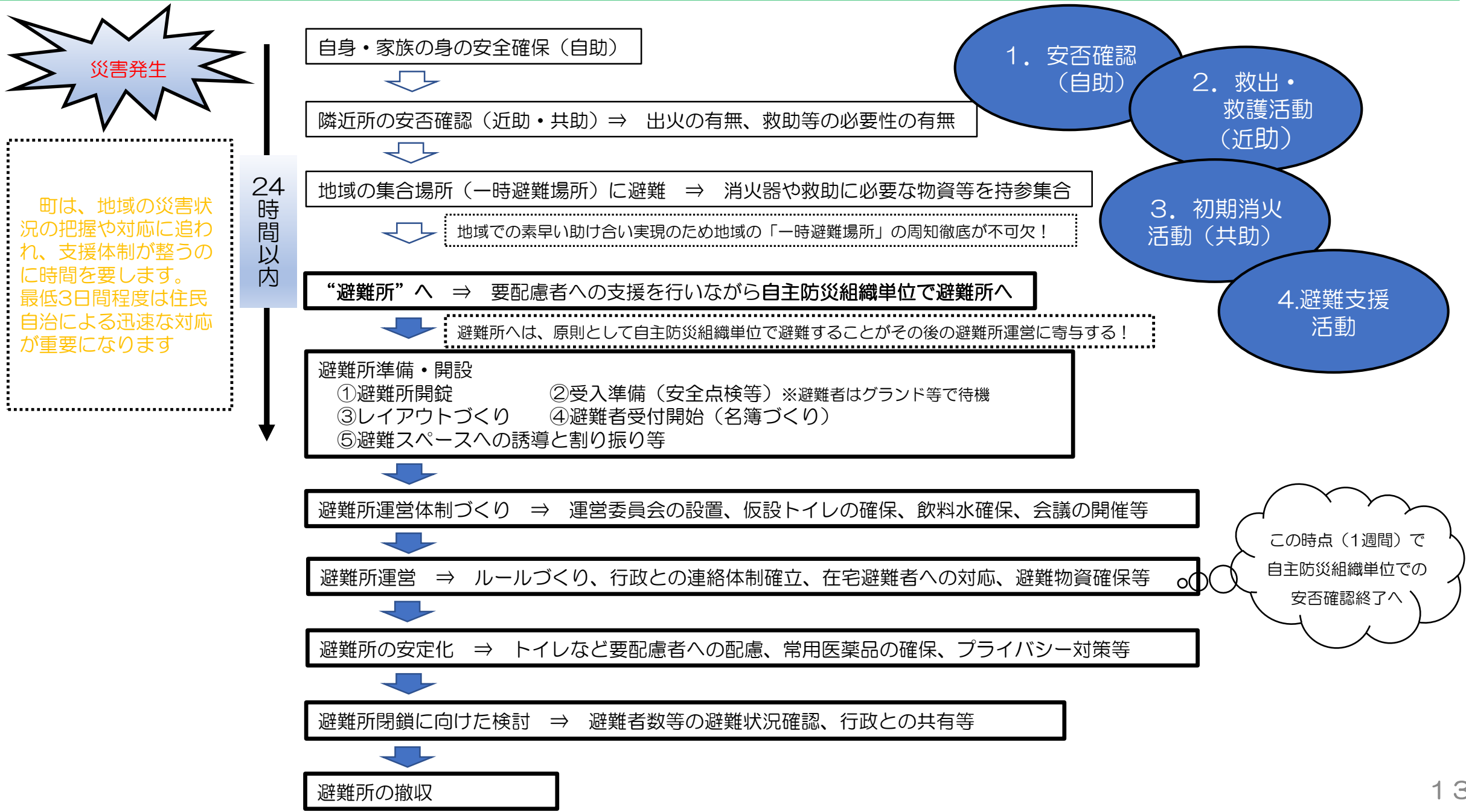
➤ 自主防災組織・防災士ネットワークの行動

- ①被災地域（避難勧告等対象地域）の住民は、「自身や家族の安全確保」「隣近所の確認」のあと、“地域の集合場所（一時避難場所）”へ避難集合する。
- ②自主防災組織等は、活動可能な住民を募り、可能な限り防災行政機関との連携のもと「不明者の安否確認」「初期消火」「救出・救護」を行う。
- ③自主防災組織等は、要配慮者の避難支援を行いながら、周辺の安全に気をつけて“避難所”へ向かう。
- ④避難所の開設準備が整い、受付ができるようになるまでは「自主防災組織単位」でまとまり、グラウンド等で待機する。



★ “避難所” が被災して使用できない場合、避難者が多く収容できない場合、その他各地区自主防災組織で必要と判断する場合は町（災害対策本部）に連絡をし、その判断のもと、自主防災会単位で「他の避難所」へ誘導する。

2. 災害発生～避難所の開設・運営・撤収までの主な流れ



3. 避難所開設・運営に伴う役割と具体的行動

(1) 避難所の開設 — 災害発生直後から24時間以内 —

①準備のための開錠と点検・報告

ア) 避難勧告等発表時又は震度5強以上の地震が発生したとき（またはそれ以下の震度でも必要な場合は行政から指示を受け）は、「施設管理者、避難所鍵解錠協力者」は直ちに避難所にかけて、各防災組織からの開設担当者とともに建物の安全確認を行い、避難所開設準備のため開錠する。

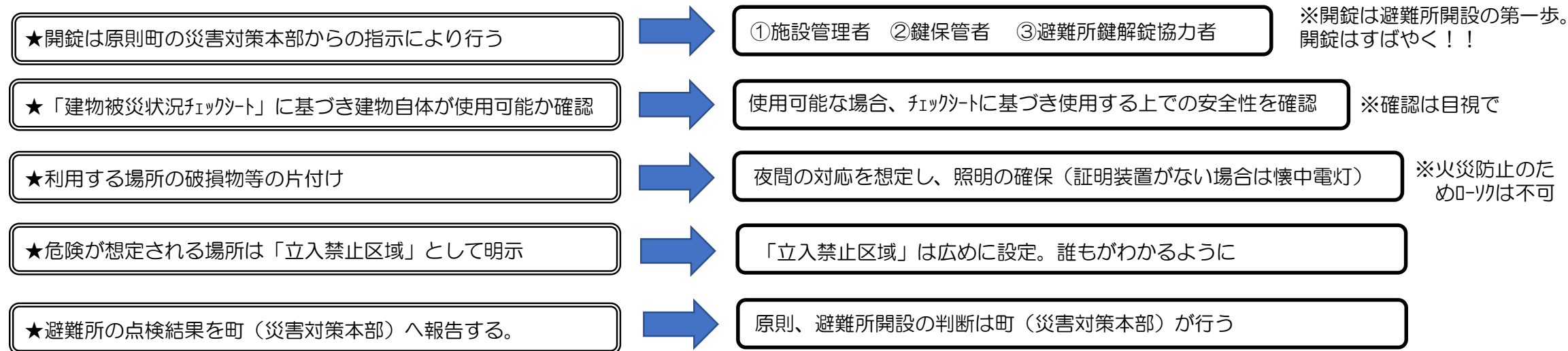
書式1「指定避難所の鍵保管者一覧」
書式2「建物被災状況チェックシート」活用

★開錠場所：門扉、出入り口（体育館出入り口）、防災倉庫

イ) 体育館等の出入口の開錠に当たっては、建物の被災状況を確認後、下記事項に留意し、避難所として安全適切かを判断した上で行う

ロ) 福祉避難所は、地域防災計画に記載する民間施設の他、必要に応じて総合保健福祉会館並びに広陵北かぐやこども園を開設することを検討する。

【開錠の留意点】

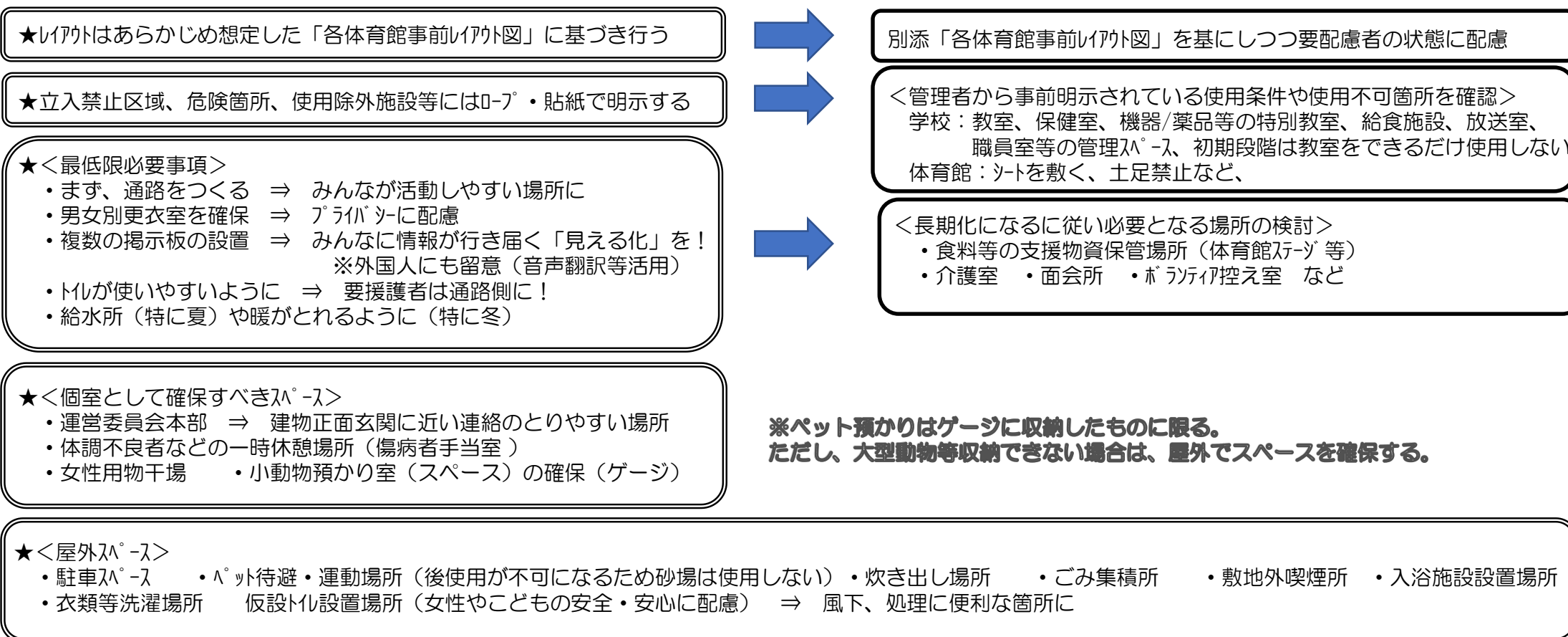


3. 避難所開設・運営に伴う役割と具体的行動

②避難者受入れ準備

- ア) 「各地区自主防災組織」は、受入れ準備が整うまで屋外等で避難者に待機してもらう
- イ) あらかじめ想定したレイアウト図「各体育館事前レイアウト図」に基づき、「各地区自主防災組織」の中から10名程度でレイアウトづくりを行う
- ウ) 「各地区自主防災組織」は、地域の避難所の状況（建物被災や避難住民の収容不可等）により必要と判断した場合は、町（災害対策本部）に状況を連絡のうえ、他の避難所へ誘導するための指示を仰ぐ

【レイアウトづくりの留意点】



3. 避難所開設・運営に伴う役割と具体的行動

③避難者の誘導・受入れ（受付）開始

- ア) 受付は「自主防災組織単位」で行い、まずは避難者の人数を把握する。
- イ) 「自主防災組織単位」で避難スペース着席後に「避難者カード」記入を依頼する。
- ウ) 受け入れが落ち着いた段階で、避難している住民および今後の避難者の情報を一元化するため「避難者名簿整理表」を作成し、データ化する。（パソコン使用可時点）



書式3「自主防災組織別（班別）避難者人数集計表」
書式4「避難者カード」
書式5「避難者名簿整理表」

【避難者受入れの留意点】

★受付は「自主防災組織」単位で
⇒ 帰宅困難者等の他地域避難者は別に受付する。



- ・避難者受け入れと人数（概算総数）把握を迅速に行うことが先決
- ・体調不良者や負傷者は応急対応

★避難者は世帯ごとに名簿作成を行う ⇒ 安否確認が容易に！



- ・家族内の安否不明者有無確認
- ・今後の避難所運営のため、入退所日も記載
- ・避難者で医師や看護師がいないかどうか確認

★安否不明者があれば情報掲示板で貼り出し



余裕があれば事前準備した住宅地図を基に安否世帯照合を！

★記入した「避難者カード」は厳重管理



避難所の運営管理の基となる個人情報！

④町（災害対策本部）との情報共有

「避難者カード」や整理した「避難者名簿整理表」を基に、町（災害対策本部）に対し地域内の被災状況・避難者状況等を報告すると共に、行方不明者等の継続した確認に努める。

3. 避難所開設・運営に伴う役割と具体的行動

(2) 避難所の運営

①運営ルールづくりと避難者への周知徹底

- ア) 避難所の管理・運営ルールは、施設管理者や災害対策本部（行政）にも確認し策定する。
- イ) ルール策定にあたっては、要配慮者や女性への配慮にこころがける。
- ウ) 避難者がお互いに生活し易いよう、ルールの周知と協力を依頼する。
- エ) ルールは覚えきれないのであまり多くしない。また、事態の推移に合わせ見直す。
- オ) 避難所は原則としてアルコール禁止（トラブルのもとになる）
- カ) 要配慮者で避難所生活において特別な配慮が必要な人は、「福祉避難所」を検討 ⇒ 災害対策本部との調整

【運営ルールづくりの留意点】

★ルールづくりは避難者がわかりやすいよう簡単明瞭に！

※食料・物資の配給（アレルギー患者に注意）

- ・物資、食料、飲料水などは公平に配分（在宅避難者考慮）
- ・数量が不足する場合は、
こども→妊婦→高齢者→障がいのある人→大人 の順で。
- ・配給は原則として、毎日決まった時間と場所で。
- ・配給する内容は、事前に避難者に周知しておく。

★ルールは避難者の目につく場所に複数掲示し「見える化」を！

★ルールは状況に応じて見直しする。

覚えきれないのであまり多くしない。

- ・感染予防のための手洗いの徹底（または擦式アルコール消毒）
- ・トイレの利用方法（洋式 ⇒ 高齢者、障がいのある人優先）
- ・ごみの排出方法
- ・食料、物資の配分方法
- ・起床、消灯時間
- ・建物内の火気厳禁
- ・警備管理体制（貴重品は自己管理）
- ・敷地外喫煙場所
- ・子どもの「居場所」づくり
- ・ペットについて等

避難所の出入り口付近など

4. 中長期を想定した避難所運営に伴う役割と具体的行動

<ルール の 掲 示 例 >

生活時間などのこと	衛生管理	避難所施設	避難所運営
<ul style="list-style-type: none">起床は〇時、消灯は夜〇時を原則朝の食料配給は「〇時」を原則「夜〇時」に点呼します。	<ul style="list-style-type: none">手洗い、うがいを徹底しましょう。残飯やごみは「分別して所定の場所」へ廃棄してください。食料の配給は「食べられる分だけ」にしましょう。清掃は交替で行いましょう。	<ul style="list-style-type: none">「立入禁止」場所には入らないことトイレは決められた場所を利用してください。避難所内は「土足禁止」、靴はポリ袋に入れて持ち運びしてください。	<ul style="list-style-type: none">自分でできることは自分でしましょう！避難所では進んで協力しましょう！掃除当番表 A班・・・月と木 B班・・・火と金 C班・・・水と土

②避難入退者の進捗把握と共有

- ア) 地域内全員の安否確認 ⇒ ケガによる入院や域外への避難住民を含め、「各自主防災組織」は最終的に全ての住民の安否確認を行う。
- イ) 避難所には、新たな避難者の入所や被災地域の親戚などへの退所等、日々増減が発生するため、必ず「運営委員会（被災者管理班）」への報告を依頼し、「運営本部は常に最新の避難者人数を把握する」よう努める。
- ウ) 避難所内では、常に「声かけ」などを行い、見守りを行う。



書式6「安否確認シート」
書式7「情報収集リスト」
書式8「問合せ受付票」

4. 中長期を想定した避難所運営に伴う役割と具体的行動

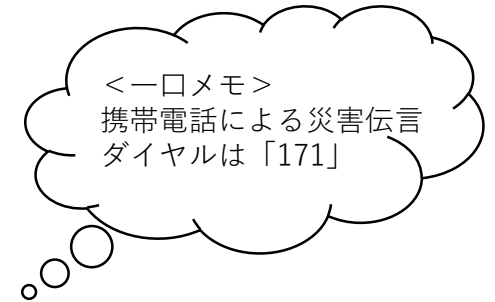
➤ 中長期の開設が想定されるとき避難所の運営体制づくり — 避難所開設後72時間以内 —

①避難所運営委員会の設置

- ア) 各自主防災会の役員を中心に「避難所運営委員会（以下「運営委員会」）」を設置する
- イ) 「運営委員会の委員長」は、原則として「自主防災会長」とする
- ロ) 運営委員会は「代表者会議」を開催し、構成メンバーは「班長以上」（必要により「施設管理者・町職員」含む）とする
- リ) 「代表者会議」は、避難所運営に関わる全ての対応を取り仕切ることとし、その開催周知・検討事項等は「委員長の指示」に基づき「総務班」が行うと共に会議録も作成する
- ハ) 特に行政との連絡体制（双方の窓口）を確立する ⇒ 救援物資要請 等



「運営体制」参照



【運営体制の留意点】

★代表者会議のメンバーには女性の参画（女性防災士等）が必須



女性の視点から避難所運営をチェック

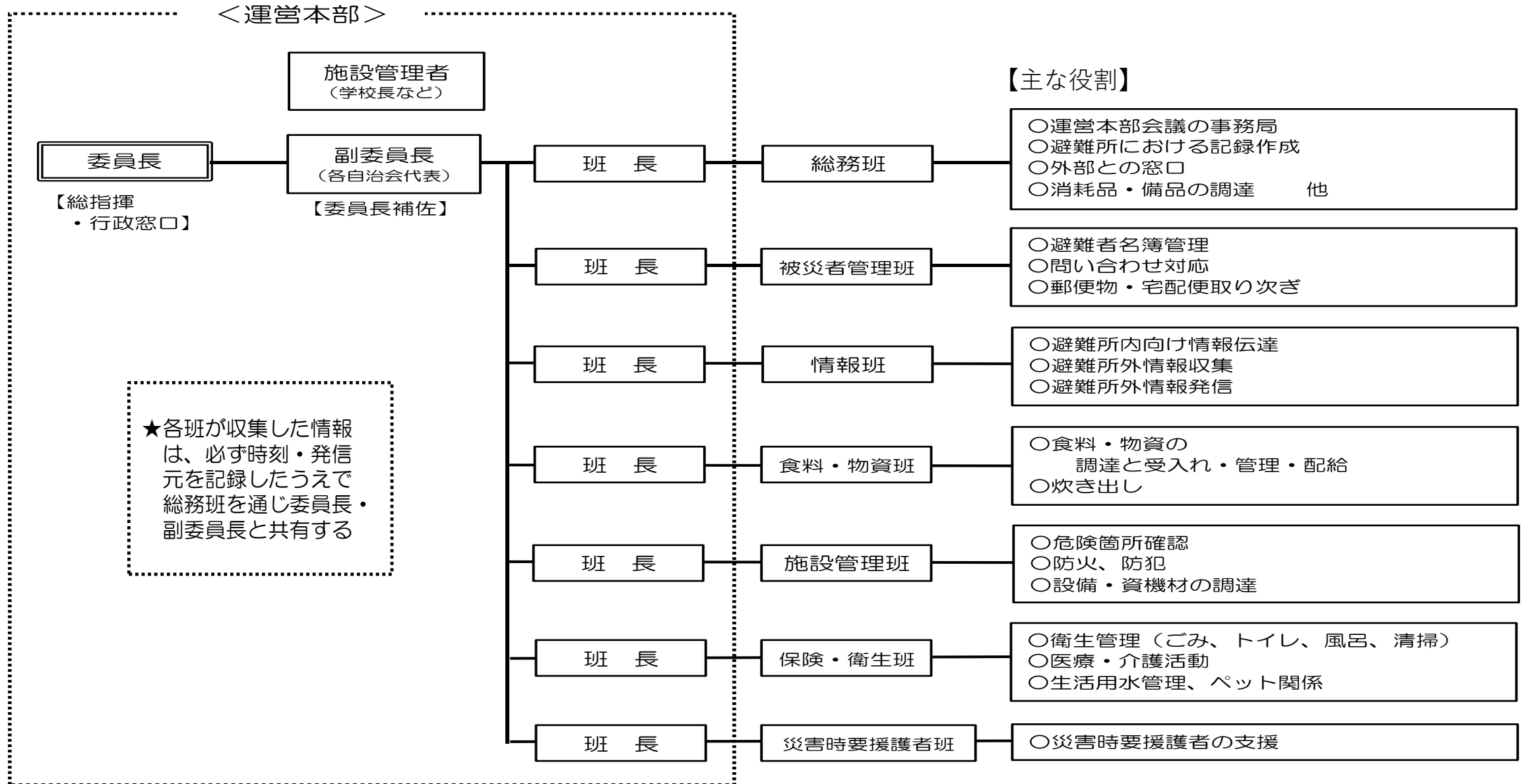
★在宅避難者も意識



救援物資の配付や情報の伝達

5. 中長期を想定した避難所運営に伴う体制

【運営委員会体制図】



6. 中長期～安定期（3週間目以降）以降の取組み

(1) 運営体制の見直し等

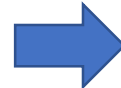
- ①避難所での生活が長期化した場合は、収容人数に合わせ衝立やスペースの配分見直しを行う。
- ②3週間目以降を目処に避難所開設当初に策定した「運営体制」の見直しを行い、必要により「新たな運営体制」づくりを行う。
- ③避難生活が長引くことでストレスによるトラブルが懸念されるため、避難者の変化に注意する。



書式9「訪問者管理簿」
書式10「郵便物等受付票」
書式11「物資受払整理簿」
書式12「食料・物資要請リスト」

(2) 行政（町）との共有

- ①町の災害対策本部に対しボランティア要請の検討
- ②一定の期間が経過した段階で、被災者の落ち着き先要望を確認 ⇒ 行政と共有



書式13「ボランティア依頼票」

(3) 避難所撤収の判断と準備

- ①運営委員会は、避難者数の状況や仮設住宅等の避難所確保状況等、行政との状況共有を図りながら避難所の縮小・閉鎖（統廃合）時期について検討する。
- ②避難所の閉鎖（統廃合）が決定した場合は、閉鎖時期・撤収準備などについて避難者に説明する。

(4) 避難所の撤収

- ①撤収については、施設の後利用がスムーズに行えるよう、避難者全員で協力し、極力原状復帰を行う。
- ②避難所が閉鎖（統廃合）された後の避難者対応については、行政に対応を依頼する。
- ③避難者の撤収が確認された後、避難所閉鎖日をもって避難所運営委員会は終了する。

みなで助け合って生活再建へ